

### 3 用語集

#### [あ行]

##### **一次介護予防事業**

主として活動的な状態にある高齢者（一次介護予防対象者）を対象とした介護予防のための事業。事業の説明は90・91ページ。

##### **一次介護予防対象者**

説明は39ページ。

##### **NPO法人**

特定非営利活動法人のことで、福祉・教育文化やまちづくりなどの社会活動や事業を行い、収益を団体の会員に分配することを目的としない法人。

#### [か行]

##### **介護支援専門員（ケアマネジャー）**

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえてケアプランを作成し、サービス事業者との調整などを行う人。

##### **介護療養型医療施設**

説明は23ページ。

##### **介護老人保健施設**

説明は23ページ。

##### **居宅介護支援事業所**

在宅の要介護者のケアマネジメントを行う事業所。

##### **居宅療養管理指導**

説明は22ページ。

##### **グループホーム**

認知症対応型共同生活介護（事業所）のこと。説明は23ページ。

##### **ケアハウス**

説明は107ページ。

## **ケアプラン**

どのような介護サービスをどの程度利用するのかを整理した計画書。介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえて作成する。

## **ケアマネジメント**

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえてケアプランを作成したり、サービス事業者との利用調整などを行うこと。

## **ケアマネジャー（介護支援専門員）**

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえてケアプランを作成し、サービス事業者との利用調整などを行う人。

## **軽費老人ホーム**

説明は107ページ。

## **権利擁護**

認知症高齢者など判断能力が低下した人に対し、適切な権利の行使を支援することや権利侵害の解消や予防をすること。

## **コミュニティ**

同じ地域に住む人々によって形成された共同体。地域社会。

## **[さ行]**

### **サービス付き高齢者向け住宅**

説明は107ページ。平成23年9月までは、適合高齢者専用賃貸住宅。

## **作業療法士**

病気や外傷からの回復を助けるため、作業・仕事・運動・レクリエーションなどによる作業療法を行う資格者。

## **施設サービス**

説明は23ページ。

## **指定市町村事務受託法人**

介護保険法の規定により、「居宅サービス担当者等に対する保険給付に関する照会事務」（保険者の指示に基づき実施）または「要介護認定調査」（調査はケアマネジャーの資格を有する者が実施）について、保険者（市町村）から委託を受けて保険者事務の一部を実施する法人で、都道府県が指定したもの。

## **市民後見人**

成年後見制度において、親族以外の第三者後見人であって、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等）以外の人。一定の研修を受講後に活動を行う。

## **小規模多機能型居宅介護**

説明は23ページ。

## **シルバーハウジング**

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅で、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を併せて行うもの。

## **生活支援ハウス**

説明は84ページ。

## **成年後見制度**

説明は67ページ。

## **[た行]**

### **第1号被保険者**

介護保険の被保険者で65歳以上の人（介護保険を利用できない特定の施設に入所している一部の人を除くすべての65歳以上の人）。なお、40歳～64歳の人を第2号被保険者という。

### **地域支援事業**

説明は139ページ。

### **地域包括ケア（システム）**

説明は46ページ。

## **地域包括支援センター**

説明は46ページ、設置場所一覧は49・50ページ。

## **地域密着型サービス**

介護保険のサービスの分類のひとつで、主に認知症のある人など、住み慣れた地域での生活を継続することが望ましい人向けのサービス。原則として、サービス事業所や施設のある市町村の被保険者のみが利用することができる。具体的なサービスの種類は23ページ。

## **調整交付金**

介護給付費財政調整交付金の略称で、各市町村間の第1号被保険者の保険料の格差を調整するために、全国の介護保険の給付に係る費用の5%に相当する額で国が負担するもの。各市町村の前期高齢者（65歳～74歳）と後期高齢者（75歳以上）の比率と高齢者の所得水準に応じ、0%～10%の範囲内で交付される。

## **適合高齢者専用賃貸住宅**

説明は107ページ。

## **特定施設**

説明は106ページ。

## **特定施設入居者生活介護**

説明は107ページ。

## **[な行]**

### **二次介護予防事業**

主として要介護状態等となるおそれの高い高齢者（二次介護予防対象者）を対象とした介護予防のための事業。事業の説明は92・93ページ。

### **二次介護予防対象者**

説明は39ページ。

### **認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）**

説明は23ページ。

## [や行]

### 有料老人ホーム

説明は107ページ。

### 要介護・要支援認定

説明は122ページ。

### 養護老人ホーム

説明は84ページ。

### 横須賀市基本計画（2011～2021）

平成9年（1997年）に定めた長期的なまちづくりの目標である「横須賀市基本構想」を実現するための平成23年度（2011年度）～平成33年度（2021年度）の基本的な政策・施策を体系的に示すため、平成23年（2011年）3月に策定した計画。

### 横須賀市健康増進計画（「新健康よこすか21」）

健康増進法に基づく地方計画で、個人の力と社会の力が連携し、生涯を通じた健康づくりを行うことで、健康を実現することを目的として、平成18年（2006年）2月に策定した計画。

### 横須賀市スポーツ振興計画

スポーツ基本法（旧スポーツ振興法）に基づく地方計画で、市民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できる「豊かなスポーツライフの実現」を目指し、平成23年（2011年）3月に「横須賀市教育基本計画」のスポーツ編として策定した計画。

### 横須賀市都市政策研究所

2002年4月に設置した「自治体シンクタンク」。政策の企画立案に必要な情報の調査・分析、他部局が行う政策の支援、職員の政策形成能力の向上に向けた支援などを行っている。

## [ら行]

### 理学療法士

マッサージ・温熱・電気などを用いる物理療法と、筋肉増強・機能訓練・歩行訓練などの運動療法を組み合わせる運動障害の回復・改善をはかる理学療法を行う資格者。